## 富山市公設地方卸売市場における「売買取引の方法」について

品目	売買取引の方法		
下の【表1】に掲げる物品	「せり売」 または 「入札」 ※1		
下の <mark>【表2】</mark> に掲げる物品	「せり売」 または 「入札」 または 「相対」 ※2		

## 【表1】

種別	品目
青果部	県内産の野菜及び果実で個人が出荷したもの並びに県内産の軟弱野菜で 共同で選別して出荷したもの
水産物部	県内産の生鮮水産物
花き部	県内産の切り花及び枝物(それらの加工品を除く。)

## 【表2】

種別	品 目
青果部	【表 1】に掲げる物品 <u>以外</u> の野菜及び果実並びにそれらの加工品
水産物部	【表 1】に掲げる物品 <u>以外</u> の水産物及びその加工品
花き部	【表 1】に掲げる物品 <u>以外</u> の花き及びその加工品

- 卸売業者は、**【表2】**に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。
- ※1 卸売業者は、次に掲げる場合であってせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であるときは、相対取引の方法により行うことができる。
  - ① 災害が発生した場合
  - ② 入荷が遅延した場合
  - ③ 卸売の相手方が少数である場合
  - ④ せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
  - ⑤ 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
  - ⑥ 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
  - ⑦ 富山市公設地方卸売市場条例第33条ただし書の規定により市場における仲卸業者 及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
- ※2 卸売業者は、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
  - ① 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
  - ② 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合